

豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、豊前市内の空き家の有効活用を通して、都市住民との交流の拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家に関する情報提供を行う空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 空き家バンク 空き家の賃貸又は売買を希望する所有者等から申込みを受けた情報を市内への定住等を目的とする利用希望者に空き家情報を提供する制度。
- (2) 空き家 市内に居住を目的として建築し、現に居住していない（近く空き家となる予定のものを含む。）建物及び土地。
- (3) 利用希望者 豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」に登録する空き家情報の利用を希望する者。
- (4) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は賃借若しくは売却を行うことができる権利を有する者。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、豊前市空き家バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み)

第4条 空き家バンクによる空き家の登録を希望する所有者等は、豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及び豊前市空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、登録の可否について当該所有者等に豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」登録完了（不可）通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録を完了したときは、「空き家バンク」台帳(以下「空き家台帳」という。)に登録するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによる活用が適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクによる登録を薦めることができる。

(空き家台帳の登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による空き家台帳に登録された所有者等(以下「空き家登録者」という。)は、登録事項に変更があったとき豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」登録変更届出書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家台帳の登録の抹消)

第6条 市長は、所有者等が次の各号のいずれかに該当するときは空き家台帳の登録を抹消するとともに、豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」登録抹消通知書(様式第5号)を当該所有者等に通知するものとする。

- (1) 豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」登録抹消届出書(様式第6号)の提出があったとき。
- (2) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 空き家台帳に登録後、3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(空き家利用希望の申込み等)

第7条 空き家バンクによる空き家利用を希望する者で次の各号に掲げる者は、豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」利用希望登録申込書(様式第7号)及び誓約書を市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して豊前市の自然環境、生活文化に対する理解を深め、地域住民として生活しようとする者。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上当該利用希望者に豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」利用希望登録完了(不可)通知書(様式第8号)を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を完了したときは、豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」利用希望者登録台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録するものとする。

(利用希望者台帳の登録の変更)

第8条 前条第3項による利用希望者台帳に登録された利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」利用希望登録事項変更届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(空き家利用登録者の登録の抹消)

第9条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」利用希望登録抹消通知書（様式第10号）を当該利用者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあると認められたとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 豊前市空き家情報登録制度「空き家バンク」利用希望登録抹消届出書（様式第11号）の提出があったとき。
- (4) 利用登録から3年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(適用範囲)

第10条 市長は、空き家登録者と利用登録者間の交渉、売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。